第八号中(867)を(872)とし、(805)から(866)までを(810)から(871)までとし、(804)を(808)とし、その次に次のように加える。

(809)　ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩

第八号中(803)を(807)とし、(599)から(802)までを(603)から(806)までとし、(598)を(601)とし、その次に次のように加える。

(602)　ビルダグリプチン

第八号中(597)を(600)とし、(564)から(596)までを(567)から(599)までとし、(563)を(565)とし、その次に次のように加える。

(566)　バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩

第八号中(562)を(564)とし、(464)から(561)までを(466)から(563)までとし、(463)を(464)とし、その次に次のように加える。

(465)　デュロキセチン

第八号中(462)を(463)とし、(176)から(461)までを(177)から(462)までとし、(175)の次に次のように加える。

(176)　オルメサルタン　メドキソミル・アゼルニジピン

○厚生労働省告示第二十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十日　厚生労働大臣　長妻　昭

医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
ベンダムスチン塩酸塩	再発又は難治性の次の疾患 ・低悪性度B細胞性非ホジキンリンパ腫 ・マントル細胞リンパ腫	シンバイオ製薬株式会社　東京都港区新橋五丁目二十三番七号三栄ビル八階	平成二十一年十月二十八日

○防衛省告示第四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月二十日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年一月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦六隻

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月二十日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年一月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月二十日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年一月二十六日から同月二十八日まで（予備、同月二十九日）の間、毎日〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月二十日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年一月二十六日から同月二十八日まで（予備、同月二十九日）の間、毎日〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月二十日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年一月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月二十日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年一月二十六日から同月二十八日まで（予備、同月二十九日）の間、毎日〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年一月二十日　東北地方整備局長　青山　俊行

一　登録番号　8
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社山形県建築サポートセンター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	鈴木　貞義、工藤　道人

(2)　変更年月日　平成二十二年一月四日